

## 燃料電池自動車用水素供給設備の運営に係る土地賃借料の助成金交付要綱

(制定) 平成27年11月19日付27都環公総地第1137号

(改正) 平成28年5月17日付28都環公総地第325号

(改正) 平成29年6月20日付29都環公総地第570号

(改正) 平成30年11月13日付30都環公地温第1342号

(改正) 令和元年9月11日付31都環公地温第892号

(改正) 令和2年10月14日付2都環公地温第1289号

### (目的)

第1条 この要綱は、燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費支援事業実施要綱（平成27年3月25日付26環エ計第408号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」という。）第8条第3項の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費支援事業における助成金のうち、実施要綱第5条第1項第一号に定める水素供給設備を設置する土地の賃借料に関する助成金（以下「本助成金」という。）の交付に必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、実施要綱に定めるとおりである。

### (助成対象者)

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第4条に規定するものであって、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業」による補助金（以下「国補助金」という。）の交付決定を受けた水素供給設備の運営に必要な東京都内（以下「都内」という。）の土地（以下「水素供給用地」という。）を賃借して、水素供給用地において当該水素供給設備を継続して運営するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者とししない。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- 四 水素供給用地の貸与者との間の会計処理が連結対象となるもの

(助成対象経費)

第4条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第5条第1項第一号に規定するものであって、別表1の左欄に掲げる水素供給用地の賃借の方法に応じて当該右欄に掲げる経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象経費に係る土地の範囲は、別表2の左欄に掲げる土地の利用方法に応じて当該右欄に掲げるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、手形により支払われた経費は助成対象経費としない。

4 助成対象経費の中に関連会社（財務諸表等規則第8条に規定する関連会社をいう。以下同じ。）からの土地の賃借料分がある場合は、本助成金交付の目的にかんがみ、利益等排除を行った経費を助成対象経費とするものとする。

(助成対象期間)

第5条 助成対象期間は、水素供給設備の種別に応じて当該設備の運営を開始した日として次に掲げる日から令和3年3月31日（令和3年3月31日より前に当該設備の運営の終了をした場合にあつては、当該終了をした日）までとする。

一 定置式の水素供給設備 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第21条第1項の規定による届出を行った高圧ガスの製造を開始した日

二 移動式の水素供給設備 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第8条第2項第1号りの規定による届出を行った移動式充填車による高圧ガスの充填を行う最初の日

(本助成金の額)

第6条 本助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、助成対象経費の4分の1に水素供給設備の運営の実績に応じた係数として別表3に掲げるものを乗じた額とする。

2 前項の規定により算出した助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本助成金の事業計画の提出)

第7条 本助成金の交付申請を初めて行おうとする者（以下「申請予定者」という。）は、国補助金の交付決定を受けた日以降に、事業計画書（第1号様式）その他別表4に掲げる書類（以下、「事業計画書」という。）を公社に提出することができる。

(事業計画の確認等)

第8条 公社は、前条の規定により事業計画書の提出を受けたときは、当該提出を受けた日の翌日から起算して30日以内（次項の規定により公社が事業計画書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した期間を除く。）に、その内容を確認し、当該事業計画書に記載される水素供給設備を設置する土地の賃借料が第4条に規定する助成対象経費

として適当であると認めるときは、その旨を事業計画確認通知書（第2号様式）により、申請予定者に通知するものとする。

- 2 公社は、前条の規定により提出を受けた事業計画書に不備等がある場合は、当該事業計画書を提出した申請予定者に対し、その補正を求めることができる。
- 3 前項の場合において、公社が申請予定者に補正を求めたにもかかわらず、当該申請予定者が、公社が補正を求めた日の翌日から起算して60日以内に、当該補正がなされた事業計画書を提出しないときは、当該事業計画書の提出は、撤回されたものとみなす。
- 4 第1項の規定による通知は、本助成金の交付申請の受付及び交付決定に関して、優先的な扱いを認めるものではない。

（事業計画の変更等に係る届出）

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた申請予定者は、本助成金の交付申請を行わないこととしたときには、速やかに事業計画中止届（第3号様式）を公社に提出するものとする。

- 2 前条第1項の規定による通知を受けた申請予定者は、第7条の規定により提出した事業計画に著しい変更が生じた場合には、速やかに事業計画変更届（第4号様式）を公社に提出するものとする。

（本助成金の交付申請）

第10条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、公社が別に定める期間（天災地変等申請者の責めに帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間）に、交付申請書（第5号様式）、誓約書（第6号様式）、運営計画書（第7号様式）その他別表4に掲げる書類を公社に提出するものとする。

- 2 前項の規定による申請は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- 一 複数の水素供給用地に関し申請をする場合にあっては、1の水素供給用地ごとに申請を行うこと。
- 二 当該申請に係る水素供給設備が高圧ガス保安法第20条に基づく完成検査を受け、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められたものであること。
- 3 第1項の規定による申請は、先着順に受け付けるものとし、本助成金の交付申請額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受付を終了する。
- 4 前項の規定にかかわらず、予算超過日において複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、本助成金の交付申請額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定する。

（本助成金の交付決定）

第11条 公社は、前条第1項の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の

内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 公社は、前条第1項の規定による申請をした助成対象者に対し、前項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては交付決定通知書（第8号様式）により、不交付とする場合にあっては不交付決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

#### （交付の条件）

第12条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下「被交付者」という。）に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 助成対象経費に係る水素供給用地では、水素供給設備の運営以外の営利活動を行わないこと。
- 二 第10条第1項の規定による申請において提出した運営計画書に記載したとおりの運営に努めるとともに、運営状況を確実に記録すること。
- 三 第15条の規定による実績報告に当たっては、水素供給設備の運営の実績を正確に報告するとともに、運営計画書との違いがある場合は、その違いについて理由を付して公社に説明すること。
- 四 公社が第19条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- 五 公社が第20条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第21条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第22条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- 六 公社が助成事業（助成対象経費に関し、前条第2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた助成対象事業をいう。以下同じ。）の適正な執行の確認に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- 七 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前四号中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各号を適用する。

#### （申請の撤回）

第13条 被交付者は、第11条第1項の規定による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第2項の規定による本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に交付申請撤回届出書（第10号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

- 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を、都に報告するものとする。

(助成事業の内容変更に伴う申請等)

第14条 被交付者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業内容変更申請書(第11号様式)を提出しなければならない。ただし、該当する水素供給設備が「燃料電池自動車用水素供給設備の設備運営費の助成金」に規定する助成事業内容変更申請書(第6号様式)又は変更届出書(第8号様式)を提出している場合は、これを省略することができる。

- 一 助成事業の内容を変更しようとするとき。
  - 二 助成事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。
  - 三 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 前項第一号に規定する内容の変更は、次に掲げるものとする。
- 一 水素供給設備を設置する事業所の住所
  - 二 土地の利用手法等
  - 三 移動式の水素供給設備の運営場所及び場所数
  - 四 その他公社が本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認める内容
- 3 公社は、第1項の申請を受け、その内容が妥当であると認めるときは、変更を承認するものとする。
- 4 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 5 公社は、第3項の承認をしたときは、その旨を助成事業内容変更申請承認通知書(第12号様式)により、当該被交付者に通知するものとする。
- 6 公社は、第3項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。
- 7 被交付者は、被交付者の住所、名称、代表者氏名及び登録印の変更があった場合は、速やかに変更届出書(第13号様式)を提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 被交付者は、第5条に定める助成対象期間の末日から起算して30日以内に、実績報告書(第14号様式)その他別表4に掲げる書類により助成事業の実績について公社に報告しなければならない。

(助成金額の確定)

第16条 公社は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、当該報告の内容についての書類審査及び現地調査等により、その内容が第11条第1項の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金額を確定し、速やかに被交付者に対して額の確定通知書(第15号様式)により通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第17条 被交付者は、前条の額の確定通知書を受けた後、公社に請求書(第16号様式)を提出

しなければならない。

- 2 公社は、前項の規定により請求書の提出を受けた場合は、本助成金の交付を行うものとする。

(債権譲渡の禁止)

第18条 被交付者は、第11条第1項の規定による本助成金の交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合にあってはこの限りではない。

- 2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(交付決定の取消し)

第19条 公社は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第11条第1項の規定による本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- 三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- 四 交付決定を受けたもの（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- 五 その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

- 2 公社は、前項の規定による取消しを行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

- 3 公社は、第1項の規定による取消しを行った場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。

- 4 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項及び第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(本助成金の返還)

第20条 公社は、被交付者に対し、前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。

- 3 被交付者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、返還報告書（第17号様式）を提出しなければならない。

- 4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第22条第1項の規定による延滞金を

請求した場合に準用する。

- 5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項から第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

#### (違約加算金)

第21条 公社は、第19条第1項の規定による取消しを行った場合において、被交付者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

#### (延滞金)

第22条 公社は、被交付者に対し、第20条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還を請求した金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

#### (他の助成金等の一時停止等)

第23条 公社は、被交付者に対し本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

#### (助成事業の経理)

第24条 被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しな

なければならない。

- 2 被交付者は、前項の書類について、第16条の規定により公社が本助成金の額の確定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から5年間保存しておかなければならない。

(調査等)

第25条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、被交付者に対し、本事業に関し報告を求め、被交付者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 被交付者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り及び物件の調査に応じなければならない。並びに同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(個人情報等の取扱い)

第26条 公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者（申請予定者を含む。以下本条において同じ。）に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

- 2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第27条 次の各号に掲げる本事業に係る手続き及び事務については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 一 第10条第1項の規定に基づく本助成金の交付の申請
- 二 第11条第2項の規定に基づく本助成金の交付又は不交付の決定の通知
- 三 第13条第1項の規定に基づく申請の撤回
- 四 第14条第1項の規定に基づく助成事業の内容変更に伴う申請、同条第5項の規定に基づく助成事業の内容変更に伴う承認の通知及び同条第7項の規定に基づく被交付者の住所等の変更に伴う届出
- 五 第15条の規定に基づく実績の報告
- 六 第16条の規定に基づく助成金の額の確定の通知
- 七 第17条第1項の規定に基づく本助成金の交付の請求
- 八 第19条第3項の規定に基づく交付決定の取消しの通知
- 九 第20条第1項の規定に基づく返還の請求及び同条第3項の規定に基づく返還の報告
- 十 第21条第1項の規定に基づく違約加算金の請求
- 十一 第22条第1項の規定に基づく延滞金の請求

(その他必要な事項)

第28条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、  
公社が別に定める。

附 則 (平成27年11月19日付27都環公総地第1137号)

この要綱は、平成27年11月19日から施行し、平成26年12月26日から適用する。

附 則 (平成28年5月17日付28都環公総地第325号)

この要綱は、平成28年5月20日から施行する。

附 則 (平成29年6月20日付29都環公総地第570号)

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

附 則 (平成30年11月13日付30都環公地温第1342号)

この要綱は、平成30年11月13日から施行する。

附 則 (令和元年9月11日付31都環公地温第892号)

この要綱は、令和元年9月11日から施行する。

附 則 (令和2年10月14日付2都環公地温第1289号)

この要綱は、令和2年10月14日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

水素供給用地の賃借の方法	助成対象経費
助成対象期間を含む期間における賃貸借契約により水素供給用地を賃借する場合	土地の所有者との間で締結した賃貸借契約に基づき助成対象期間に水素供給用地を賃借するのに要する賃借料（注 1）又は適切な賃借料（注 2）のうち金額が低いもの
助成対象設備が移動式の水素供給設備であって、助成対象期間において水素供給設備を運営した日ごとに水素供給用地を賃借する場合	助成対象期間に水素供給用地を賃借するのに要する賃借料（水素供給設備が運営される日に要するものに限る。）（注 1）又は適切な賃借料（注 2）のうち金額が低いもの

（注 1）助成対象経費の中に関連企業からの土地の賃借料分がある場合は、本助成金交付の目的にかんがみ、利益等排除を行った経費を助成対象経費とするものとする。

（注 2）適切な賃借料とは次の一又は二のいずれかのことをいう。

なお、水素供給用地が公用地等で非課税の場合は、賃貸借契約に基づく賃借料を助成対象経費とする。ただし、助成対象設備が移動式の水素供給設備であって、助成対象期間の運営日ごとに水素供給用地を賃借する場合にあっては、次の一又は二中「助成対象期間の日数」を「水素供給設備を運営した延べ日数」と読み替える。この場合において、1 日の運営時間が 4 時間に満たない日は、0.5 日として扱う。

一 水素供給用地を 1 年間賃借するのに要する金額として不動産鑑定士（不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 24 条第 1 項の規定による登録を受けた不動産鑑定業者に属するものであって、同法第 15 条第 1 項の規定による登録を受けたものをいう。）が国土交通省の定める不動産鑑定評価基準に基づき評価した金額を日当たりに換算した額に助成対象期間の日数を乗じた金額

二 水素供給用地を 1 年間賃借するのに要する金額として水素供給用地の固定資産税評価額（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録された額をいう。）に 100 分の 6 を乗じた金額を日当たりに換算した額に助成対象期間の日数を乗じた金額

別表 2 (第 4 条関係)

土地の利用方法	助成対象経費に係る土地の範囲
水素供給設備の運営のみを行う場合	賃借している土地の総面積

水素供給設備の運営以外の事業も併用する場合	<p>以下を除いた水素供給設備の対象面積（注）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他事業者への転貸面積</li> <li>・ 水素供給設備の運営以外の営利活動（以下、「他の営利活動」とする。）対象面積</li> <li>・ 他の営利活動との共用の面積</li> </ul> <p>ただし、他の営利活動を行う場合は、対象面積の合計面積を定置式の水素供給設備にあつては1,000 m<sup>2</sup>、移動式の水素供給設備にあつては600 m<sup>2</sup>を上限とする。</p>
-----------------------	---

（注）対象面積とは次に掲げるものをいう（他の営利活動と共用する面積は除く。）。

- 一 設備の設置に係る面積（設備の垂直投影面積、設備間等の通路面積及び設備の維持管理のために必要な面積をいう。）
- 二 水素の受入れに係る面積（水素搬入車両の駐車に必要な面積及び当該車両の転回に必要な面積をいう。）
- 三 燃料電池自動車に水素を充填する場所の面積（水素を充填する燃料電池自動車の駐車場所の面積及び当該車両の転回に必要な面積をいう。）
- 四 運営に係る面積（制御装置、監視装置、料金の収受に係る機器等を収めた管理棟の面積（従業員の待機場所を含む。）をいう。）
- 五 その他必要な面積（水素供給設備の保安距離を確保するための面積及び敷地形状、建築基準等を踏まえて商用の燃料電池自動車用水素供給施設として切り離すことが不可能な面積をいう。）

別表3（第6条関係）

水素供給用地の賃借の方法	水素供給設備の運営の実績に応じた係数
助成対象期間を含む期間における賃貸借契約により水素供給用地を賃借する場合	<p>次の式により算出される値（注1）</p> $\text{水素供給設備を運営した日数（注2）} \div (\text{助成対象期間の日数} - \text{除外可能日数（注3）})$
助成対象設備が移動式の水素供給設備であつて、助成対象期間において水素供給設備を運営した日ごとに水素供給用地を賃借する場合	1

（注1）算出される値が1以上となる場合は、1とみなす。

（注2）1日の運営時間が4時間に満たない場合は、0.5日と換算する。

（注3）除外可能日数は、定休日（週2日土日とする）、年末年始（4日間とする）及び保安検査、点検若しくは整備に要する日数（10日以内）の合計日数とする。

別表4（第7条、第10条及び第15条関係）

添付書類	事業計画 (第7条)	交付申請 (第10条)	実績報告 (第15条)
国補助金の交付規程第7条第2項に基づき発行する交付決定通知書（様式第2）の写し（注1）	○	▲	
申請者が法人（地方公共団体が出資する法人を含む。）で、書面にて提出する場合（連名で申請をする場合を含む。） ①登記簿謄本の写し又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書（発行から3か月以内のものに限る。写しでも可。） ②財務諸表（直近1か年分） ③印鑑証明書（発行から3か月以内のものに限る。写しでも可。）	○	▲	●
申請者が個人事業者で、書面にて提出する場合（連名で申請をする場合を含む。） ①運転免許証、写真付き住民基本台帳カード若しくはパスポートの写し ②確定申告書B（直近1か年分）又は銀行の当座預金口座開設に関する証明書（発行から3か月以内のものに限る。）の写し ③印鑑証明書（発行から3か月以内のものに限る。写しでも可。）	○	▲	●
（定置式の水素供給設備の場合） 高圧ガスの製造を開始した日として届け出た書面の写し（注1）		○	
（移動式の水素供給設備の場合） 高圧ガスの充填を行う最初の日として届け出た書面の写し（注1）		○	
不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面及び敷地の図面（接続する道路も示すこと。） （注1）	○	▲	●
敷地求積図等及び水素供給用地の総面積を説明する図面（注1）	○	▲	●
水素供給設備のレイアウト図（注1）	○	▲	●
土地の賃貸借契約書の写し（助成対象設備が移動式の水素供給設備であって、助成対象期間の運営した日ごとに土地を賃借する場合を除く。）（注1）		○	●

借地の面積から除外する面積を説明する書類（土地の転貸に係る契約書）（同一の敷地内で水素供給設備の運営以外の営利活動を併用して行う場合で、土地を転貸する場合に限る。）（注1）		○	●
対象面積とその合計面積を説明する書類（同一の敷地内で水素供給設備の運営以外の営利活動を併用して行う場合で、自ら営利活動を行う場合に限る。）（注1）		○	●
不動産鑑定士による土地の賃借料の鑑定評価書又は固定資産税評価額の証明書の写し（注2）		○	
助成対象期間中に水素供給用地の賃借料として支払った額の全てを証する領収書等の証明書類			○
運営実績を証する記録（助成対象期間内の開業日、開業時間、運営体制、充填車両数、水素充填量、保安検査等の実績を証明するもの）			○
プレスリリース等、運営開始日（商用運営開始日）がわかる書類		○	
その他会社が定めるもの			

○・・・添付必須

●・・・事業計画提出時又は交付申請時から変更がない場合、添付不要

△・・・添付可能

▲・・・事業計画提出時から変更がない場合、添付不要。事業計画未提出の場合、添付必須

（注1）過去に本事業の申請を行ったことのある水素供給設備については添付不要。

（注2）不動産鑑定士による土地賃借料の鑑定評価書は発行日から1年以内のものとし、固定資産税評価額の証明書は、交付申請をした日の属する年度における額を証明するものとする。